

財政部 国家税務総局

化粧品消費税政策の調整に関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年9月30日、財政部と国家税務総局が連名で「化粧品の消費税政策の調整に関する通知」(財税[2016]103号、以下「103号通知」)を公布しました。本通知に基づき、2016年10月1日から、普通美容用品・メイクアップ化粧品が消費税の課税対象外となり、課税品目についても「化粧品」から「高級化粧品」に変更されました。また、高級化粧品の消費税税率も15%まで引き下げられることが定められました。103号通知と同日付で公布された「化粧品の輸入プロセスにおける消費税を調整することに関する通知」(財関税[2016]48号、以下「48号通知」)によって、化粧品の輸入プロセスにおける消費税税率を15%まで下げることが発表されました。その後、国家税務総局は2016年10月19日に「国家税務総局 高級化粧品消費税徴収管理事項に関する公告」(国家税務総局公告2016年第66号、以下「66号通知」)を公布し、税金調整前後での円滑な政策実施を保証するために、高級化粧品の消費税控除に関する管理事項を明確化しました。

1. 政策の背景

2006年3月、財政部及び国家税務総局より「消費税政策を調整、改善することに関する通知」(財税[2006]33号、以下「33号通知」)が公布されました。33号通知において、各分類の美容用品、メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品、セット販売の化粧品に対し、30%の消費税を課税することが発表されました。また、従来の「スキンケア・ヘアケア商品」という課税品目が取り消され、従来その中に含まれていた高級スキンケア化粧品を化粧品の課税品目に属させることを規定しました。103号通知は33号通知の内容を踏まえ、化粧品の課税範囲および税率をさらに調整するものです。その後公布された48号通知と66号通知とともに、減税・供給改善を通じて内需拡大につなげることが狙いとなります。

2. 通知の内容

(1) 「化粧品の消費税政策の調整に関する通知」(財税[2016]103号)

103号通知によれば、化粧品に対する消費税の課税対象は「高級化粧品」のみとなり、課税品目も従来の「化粧品」から「高級化粧品」に変更され、適用される消費税率は15%に調整されます。「高級化粧品」には、「高級美容用品」、「高級メイクアップ化粧品」、「高級スキンケア化粧品」、「セット販売の化粧品」が含まれています。詳細は図表1をご参照下さい。

【図表1 103号通知の概要】

	33号通知	103号通知	変更点
課税対象	美容用品	高級美容用品	非高級美容用品、メイクアップ化粧品が消費税の課税対象外に
	メイクアップ化粧品	高級メイクアップ化粧品	
	高級スキンケア化粧品	高級スキンケア化粧品	定義明確化
	セット販売の化粧品	セット販売の化粧品	—
消費税率	30%	15%	↓ 税率半減

また、103号通知において、高級美容用品、メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品の定義を、生産(輸入)プロセスの課税価格(増値税を含まない)が10元/ミリリットル(グラム)以上あるいは15元/枚以上の商品であることを明確化しました。

(2)「国家税務総局 高級化粧品消費税徴収管理事項に関する公告」(66号通知)

66号通知において、2016年10月1日以降、納税人が外注、輸入、委託加工によって調達した化粧品を原料として高級化粧品を連続して生産する場合、その高級化粧品の消費税課税額から、外注、輸入及び委託加工より調達した化粧品の既に納税した税額を控除できることを定めました。非高級化粧品を生産する場合については、消費税の控除は実施不可となります。

また、納税人が2016年10月1日までに既に化粧品を購入し、10月1日以降に増値税専用発票(インボイス)等の控除控えを入手した状況を想定し、納税人が外注、輸入及び委託加工によって調達した化粧品を原料として高級化粧品を連続して生産する場合、2016年10月1日以前に発行された控除控えは2016年11月30日前まで、従来の消費税率である30%で控除分を計算することを定めました。

(3)「化粧品の輸入プロセスにおける消費税を調整することに関する通知」(48号通知)

48号通知によって、化粧品の輸入に関わる消費税を調整し、産業の整理と発展を促すことを目的としています。

2016年4月8日より実施されている「越境 EC 輸入税収政策の通知」(財関税[2016]18号)に基づいて試算すると、輸入化粧品の総合的な税負担は軽減されることとなります(図表2、3ご参照)。関連化粧品を輸入する際、HSコード及び計量単位の変更の有無については留意する必要があります。

【図表2 「財関税[2016]18号」の概要】

- ✓ 取引上限が設定される。越境 EC 小売輸入商品に対する1回の取引における上限額は2,000元、年間の個人取引上限額は20,000元となる。
- ✓ 上限額内で輸入された越境 EC 小売商品は、関税税率を暫定的に0%とし、輸入に係る増値税、消費税は法定納税額の70%で徴収される。
- ✓ 1回の取引上限額を超える取引、累計の個人年度取引上限額を超える取引、及び1回の課税価格が2,000元の上限額を超える分割できない商品は、一般貿易方式に基づき全額徴税される。

【図表3 越境 EC 総合税負担の試算¹⁾】

類別	金額	関税	増値税	消費税	総合税負担
33号通知に基づく従来の税率					
美容用品、メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品、セット販売の化粧品	<100元	無し	17%	30%	47.0%
	100~2,000元	無し	17%	30%	47.0%
	>2,000元	10%~	17%	30%	83.9%
103号通知に基づく今後の税率の試算					
非高級美容用品、メイクアップ化粧品	<100元	無し	17%	無し	11.9%
	100~2,000元	無し	17%	無し	11.9%
	>2,000元	10%~	17%	無し	28.7%
高級美容用品、メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品、セット販売の化粧品	<100元	無し	17%	15%	26.4%
	100~2,000元	無し	17%	15%	26.4%
	>2,000元	10%~	17%	15%	51.4%

¹⁾詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター第164号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316051101.pdf> をご参照下さい

3. 企業への影響

103号通知の実施により、非高級化粧品は消費税対象外となり、高級化粧品の消費税も半減されることとなりました。しかし、高級スキンケア化粧品に対しては、基準が明確でなく、消費税が納税されていなかったケースもあることから、今後消費税負担が必要となり、コストアップに繋がる可能性があります。

今回の化粧品輸入消費税の改正は化粧品業界・越境 EC 関連業界の利益構造にも影響を及ぼす可能性があります。税収の合理化という政策のコンセプトからみれば、今後のその他商品への減税政策拡大も期待されます。引き続き、関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>財政部 国家税务总局 关于调整化妆品消费税政策的通知 财税〔2016〕103号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局，新疆生产建设兵团财务局： 为了引导合理消费，经国务院批准，现将化妆品消费税政策调整有关事项通知如下：</p> <p>一、取消对普通美容、修饰类化妆品征收消费税，将“化妆品”税目名称更名为“高档化妆品”。征收范围包括高档美容、修饰类化妆品、高档护肤类化妆品和成套化妆品。税率调整为15%。 高档美容、修饰类化妆品和高档护肤类化妆品是指生产（进口）环节销售（完税）价格（不含增值税）在10元/毫升（克）或15元/片（张）及以上的美容、修饰类化妆品和护肤类化妆品。</p> <p>二、本通知自2016年10月1日起执行。</p> <p>财政部 国家税务总局 2016年9月30日</p>	<p>財政部 国家税務総局 化粧品の消費税政策の調整に関する通知 財税〔2016〕103号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局：</p> <p>合理的な消費を導くため、國務院の批准を経て、ここに化粧品消費税政策調整に関する事項を以下の通り公布する</p> <p>一、普通美容用品、メイクアップ化粧品の課税対象外とし、課税品目を「化粧品」から「高級化粧品」に変更する。高級美容用品、メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品、セット販売の化粧品を徴収範囲とし、税率を15%に調整する。 高級美容用品、メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品は生産（輸入）プロセスにおいて、販売（課税）価額（増値税を含まない）が10元/ミリリットル（グラム）以上あるいは15元/枚以上の美容、メイクアップ化粧品、スキンケア化粧品とする。</p> <p>二、本通知は2016年10月1日から執行する。</p> <p>財政部 国家税務総局 2016年9月30日</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室